

付 議 第 2 号

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する 規則の一部を改正する規則議案

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成18年高知県教育委員会規則第6号)の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3)規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

高知県教育長 今城 純子

高知県教育委員会規則第 号

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成18年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える

- (5) 学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎ 高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抜粋）

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抜粋）

（基本的な方針の承認等）

（基本的な方針の承認等）

第 8 条 法第47条の 5 第 4 項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第 8 条 法第47条の 5 第 4 項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標に関すること。
- (2) 学校の経営計画に関すること。
- (3) 学校組織の編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める事項に関すること。

- (1) 教育目標に関すること。
- (2) 学校の経営計画に関すること。
- (3) 学校組織の編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、毎年度、法第47条の 5 第 4 項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得て、学校運営を行うものとする。

2 対象学校の校長は、毎年度、法第47条の 5 第 4 項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得て、学校運営を行うものとする。

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 — 抜粋 —

平成18年3月15日教育委員会規則第6号

改正

平成30年3月30日教育委員会規則第1号

令和元年12月6日教育委員会規則第5号

(基本的な方針の承認等)

第8条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標に関すること。
- (2) 学校の経営計画に関すること。
- (3) 学校組織の編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、毎年度、法第47条の5第4項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得て、学校運営を行うものとする。

●公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進 ー抜粋ー

(2)学校における実施の確保のための措置

・公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

⇒地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 関係

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律 新旧対照表

第 4 節 学校運営協議会 第 47 条の 5

旧	新
<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>	<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、<u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法</u>（昭和四十六年法律第七十七号）<u>第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u>その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>

施行期日 令和 8 年（2026）年 4 月 1 日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) - 抜粋 -

第 4 節 学校運営協議会

第 47 条の 5

- 1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第 55 条第 1 項又は第 61 条第 1 項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。